

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました。

平成28年12月22日に発生しました新潟県糸魚川市大規模火災を契機に、消防法施行令の一部が改正され、火を使用する設備または器具を設けた飲食店等には面積に関係なく消火器の設置が義務付けられました。

対象

火を使用する設備または器具を設けた飲食店等

いつから

平成31年10月1日から適用されます。

消火器の設置義務が免除となる場合

次の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：カセットコンロ等の圧力感知安全装置）

消火器の点検

消火器を設置後、6か月ごとに点検し、1年に1回管轄する消防機関へ点検結果報告書の提出が必要です。

お問い合わせは

彦根市消防本部 予防課

☎0749-22-0332 FAX0749-22-9427

受付時間：祝日を除く、月曜日から金曜日までの9時から17時（12時から13時を除く。）



消火器を設置するにあたって

1

消火器を適切な場所に設置します。

- 床面から1.5m以下の場所に設置しましょう。
- 水のかかる場所や厨房の床面への直置きは避けましょう。
- 標識も忘れずに設置してください。



2

消火器を設置後、6ヶ月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防機関へ点検結果報告書を提出します。



消火器の点検はどうすればいいの？

蓄圧式消火器（レバーの下に指示圧力計が有るもの。）については、製造年から**5年**まで、加圧式消火器（指示圧力計がなく、内部に加圧用ガス容器等が内蔵されたもの。）については、製造年から**3年**まで、どなたでもご自分で点検することができます。

点検の方法は、下記よりダウンロードしたパンフレットを参考にしてください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/shoukaki_pamphlet.pdf

報告書の様式は？

下記よりダウンロードしてご利用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf

消火器点検アプリ(試行版)もご利用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html